

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
防衛情報通信基盤(DII)部外回線及び光終端装置 (ONU)の移設等役務	茨城地本－Z 2 2 1 2 0 9	
	作 成	令和4年12月9日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、茨城地方協力本部における防衛情報通信基盤(DII)部外回線及び構成機器（以下、本装置という。）の移設等作業について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1（以下、一般共仕という。）の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容がこの仕様書の内容と異なる場合は、その適用については別途協議する。

a) 法令等

- 1) 陸上自衛隊の情報保障に関する達[陸上自衛隊達第61-8号(19.12.17)]
- 2) 取扱い上の注意に要する文書等及び注意電子計算機情報の取り扱いについて（通達）[防防調第4608号(19.4.27)]
- 3) 取扱い上の注意に要する文書等及び注意電子計算機情報の取り扱いについて（通達）[陸幕情第175号(19.7.31)]
- 4) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防運情第9248号(19.9.20)]

b) 仕様書

- 1) GLT-CG-C 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- 2) GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- 3) GLT-CG-Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2. 役務に対する要求事項

2.1 全般要求

- 1) 本件は移設元に整備した本装置を移設先に移設を実施する。
- 2) 移設の際は、本装置を使用した現有業務を移設先においても実施できるよう機器の設置調整を実施する。
- 3) 防衛情報通信基盤(DII)ラックと本装置間を構成する場所、配線(LANケーブル)及び本装置を据え付ける際の電源設備は官側が準備・指定する。

2.2 共通的事項

共通的事項は、GLT-CG-Z 5 0 0 0 0 2の附属書A.3～A.5による。

2.3 機器の移設作業に関する要求

2.3.1 移設機器

移設機器は、表 1 のとおりとする。

表 1 移設機器

項番	機器名称	数量	用途	備考
1	光ケーブル及び光終端装置 (ONU)	1 式	防衛情報通信基盤(D I I)	

2.3.2 移設作業内容

移設作業内容は、表 2 のとおりとする。

表 2 移設作業内容

大 項 目	細 部 項 目	作 業 内 容	備考
移設作業	据付作業	(1) 移設元に設置している光ケーブル及び光終端装置を移設先 2 階光成端箱(P T 盤)より 3 階 D I I 室へ新規に回線の構成等を実施 (2) 新規に光終端装置(ONU)を据え付ける。 (3) 新規に構成した回線と新規に据え付けた光終端装置(ONU)を接続する。	移設先の場所及び電源設備の使用は官側の指示による。
	回線切替作業	(1) 新規に据え付けた光終端装置(ONU)が使用できるよう切替作業を実施する。	配線は官側の指示による。 また、切替作業の細部は官側との調整による。

2.3.3 移設元及び移設先

移設元及び移設先の住所は、表 3 によるほか、細部は、官側との調整によるものとする。

表 3 移設元及び移設先

	所 在 地
移設元	茨城県水戸市三の丸 3 - 1 1 - 9
移設先	茨城県水戸市北見町 1 - 1 1

2.3.4 移設期間

移設時期は 2023 年 2 月 6 日から 2023 年 2 月 25 日までの期間を基準とし、細部及び回線切替日は官側と調整する。

2.4 据付調整に関する要求

契約相手方は、移設後の各機器の動作確認を官側立会の下実施する。また、官側が実施する防衛情報通信基盤(D I I)に加入する全てのシステム端末の導通点検に対応する。

2.5 材料及び部材

本仕様書で規定する配線・移設作業に使用する材料及び部材は原則として契約相手方で用意する。ただし、官給を必要とする場合は、契約担当官と調整する。

3. 留意事項

- a) 安全管理について万全を期する。
- b) 通電停止、振動発生作業などの施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、機能を停止するなどの対応が必要になる為、事前に監督官と十分調整し、実施する。また、事前に関係者に周知徹底し、運用システムに支障が無いように万全を期する。
- c) 作業内容について疑義が生じた場合は、事前に監督官を通じ契約担当官等と協議の上施工する。
- d) 契約の相手方は、監督官より運用システム側の運用状況により急な作業工程の変更又は作業中断を指示された場合は、監督官と協議の上、対応する
- e) 搬出入又は作業実施に当たり、既存の施設・機器等に損傷又は汚損を与える可能性がある場合は、養生を行なう。
- f) 壁などを貫通する作業は、他設備に影響がないことを確認し、監督官の確認を得てから実施する。
- g) コンクリート壁及び床に対する貫通工事並びにアンカー打設工事等を行う前には、必ず事前に監督官に作業内容を連絡し、監督官の許可を得てから実施する。
- h) 一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓並びに清掃を実施し、整備完了時は清掃を行い、整備作業で発生した塵、廃材等の発生材及び梱包材は、契約の相手が持ち帰る。

4. 監督及び検査

監督及び検査は、契約担任官等の定めるところによる。

5. 協議

本移設で使用する機器は、統合幕僚監部とNTTコミュニケーションズ株式会社との契約による借上げ物品であるため、技術的な事項はNTTコミュニケーションズ株式会社と協議する。

6. 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

7. 提出書類

7.1 作業計画書

契約相手側は、官側に作業計画書を提出し、作業計画の承認を受ける。

7.2 作業報告書

契約相手側は、作業完了後速やかに、官側に作業報告書を提出し、作業完了報告を行う。

8. その他

8.1 官側の支援

この作業に使用する部材等は、原則として、契約の相手方において準備するが、次の事項については、監督官との調整によって無償で官の支援を受けることができる。

- a) 作業に必要な電力、水等の使用
- b) 作業場所、器材の保管場所等の提供
- c) その他、官が必要と認めたもの
- d) 立入禁止区域への立入申請

8.2 事故防止と補償

本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

万一、業務履行中に第三者、作業員若しくは官側等の人身事故等又は建物、付帯設備若しくは移転対象物品への損傷があった場合は、契約の相手方の責任において、その損害を賠償等しなければならない。

ただし、天災地変等受注者の責に帰さない場合は、この限りではない。

8.3 細部指示

細部については、現地の監督官又は検査官と調整し、指示を受ける。

9. 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、監督官等を通じて要求元と協議する。